

議案第 33 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 5 月 11 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正に基づき非自発的失業者に係る保険税軽減を行うこと等により、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第28条中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第2号中「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「もの」を「者」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「（当該納税義務者を除く。）」を加える。

第28条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第28条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。））」とする。

第29条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第29条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国

民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第4項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第15項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第16項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第15項及び第16項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第23条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第23条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の37第1項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>法第314条の2第2項</u>に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>

新	旧
<p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び<u>山林所得金額</u>の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び<u>山林所得金額</u>の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p> <p><u>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u> <u>第28条の2</u> <u>国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号</u></p>	<p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び<u>山林所得の金額</u>の合算額が、<u>法第314条の2第2項</u>に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。） ア～カ 略</p> <p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び<u>山林所得金額</u>の合算額が、<u>法第314条の2第2項</u>に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略</p>

新	旧
<p><u>中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。</u></p> <p><u>（特例対象被保険者等に係る申告）</u></p> <p><u>第29条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。</u></p> <p>附 則 1～3 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に</u></p>	<p>附 則 1～3 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法<u>（昭和40年法律第33号）</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、</p>

新	旧
<p>規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p> <p>5～14 略</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条中「及び山林所得金額」とある</p>	<p>同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p> <p>5～14 略</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>（昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び</p>

新	旧
<p>のは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等</u>の実施に伴う所得税法、<u>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約等実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約</u>の実施に伴う所得税法、<u>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u>(昭和44年法律第46号。以下「<u>租税条約実施特例法</u>」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに<u>租税条約実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>